

新型コロナウイルス感染症にかかる学校再開ガイドライン  
～「フェーズ2（新型コロナウイルス感染症にかかる奈良県対処方針）」における対応～

令和2年5月18日  
奈良県教育委員会

現在、本県においては、新型コロナウイルス感染症について、新規感染者数や感染経路不明の感染者数はともに減少傾向にあります。このような中、感染防止に細心の注意を払い、生活様式を見直しつつ、社会経済活動の再開に向け、施設の使用制限も段階的に緩和していくこととなります。

これを受け、県立学校においても、引き続き、感染防止などに万全を期すとともに、幼児児童生徒（以下、「生徒等」という。）の学習を保障するため、以下のとおり、6月1日の学校再開を目指して段階的に準備を進めます。

### 1 感染防止に向けた周知徹底

学校再開に向けた期間中及び再開後も当面の間、以下の点について周知を行い、感染防止対策を徹底することとします。

#### (1) 生活様式の見直しに関する啓発

- ・以下の点について、学校内外問わず普段から心がけるよう、生徒等に指導するとともに、家庭への啓発を行います。
  - ・人との間隔は、2m（最低1m）空ける。
  - ・会話は、できるだけ真正面を避ける。
  - ・症状が無くてもマスクを着用する。
  - ・家に帰ったら、直ぐに手洗い、うがい、着替え、シャワー・入浴を行う。
  - ・手洗いは30秒程度、流水と石けんで丁寧に行う。
  - ・感染流行地域へは行かない。
  - ・帰省や旅行を控える。

#### (2) 家庭における検温や健康観察の要請

- ・登校日再開前の期間に、毎朝の検温や手洗いなどの習慣の徹底について各家庭に協力を求めます。
- ・登校日再開後においても、各家庭において、毎朝の検温や風邪症状の有無の確認を行い、発熱等の風邪症状が見られる場合は登校を控え、必要に応じて医療機関への相談をするよう要請します。自宅で休養することで回復した場合については、その症状が治まってから3日間の自宅待機後、翌日より登校可能とします。

#### (3) 学校におけるマスクの着用

- ・登校後の感染防止のため、マスクの着用を基本とします。特に、近距離での会話の発生等が必要な場面では、マスクの着用を徹底します。

## 2 学校再開に向けたプロセス

学校再開に向けて、準備期間を設け、以下のプロセスを進めることとします。なお、学校種や学校ごとの生徒等や地域の実情に応じて、具体的な対応を検討します。

### (1) 家庭での健康観察等（5月14日～18日）

- ・学校再開の準備として、家庭において検温等の健康観察や、手洗いの徹底等を行うよう要請します。また、その結果を、G Suite for Education（以下、「GSfE」という。）を活用するなどにより、報告を求め学校で把握します。
- ・在宅教育期間中の学習に関する状況（特に、生徒等の自己評価に関する事など）について報告を求め、再開後の指導や評価に活用します。

### (2) 週1回程度の登校日の実施（5月19日～22日）

- ・この期間においても、毎朝の家庭における検温等の健康観察は実施することとし、その結果を、GSfEを活用するなどにより、報告を求め学校で把握します。
- ・感染防止のため、教室内において生徒等間の距離が1 m以上確保できるよう座席を配置します。このため、1学級を2グループに分割するなど、分散登校を実施します。また、在校時間を半日程度までとするとともに、公共交通機関で通学する生徒等の感染防止のため、できるだけ乗客が少ない時間帯に利用できるよう始業時間を通常より遅らせるなどの対応を行います。
- ・特別支援学校では、障害の種類や程度等に応じ、各学部1回程度の登校日を設定可能とします。

### (3) 週3回程度の登校日の実施（5月25日～29日）

- ・この期間においても、毎朝の家庭における検温等の健康観察は実施することとし、その結果を、GSfEを活用するなどにより、報告を求め学校で把握します。
- ・引き続き、教室の座席間の距離の確保や分散登校を実施するとともに、在校時間も半日程度までとし、始業時間を通常より遅らせるなどの対応も継続します。
- ・放課後のグラウンド開放の再開を可能とします。ただし、生徒等の活動は短時間に制限するほか、密集・密接につながる活動は厳に避けることとし、生徒等の安全確保、感染防止、熱中症予防に最大限の配慮を行います。
- ・特別支援学校では、障害の種類や程度等に応じ、各学部1回程度の登校日を設定可能とします。

### 3 学校再開時の感染症対策等

#### (1) 感染症の予防に関すること

(新型コロナウイルスに関する正しい知識の指導)

- ・新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身に付けるとともに、生徒等自らが感染リスクを判断し避ける行動をとることができるよう、発達段階に応じた指導を行います。

(身体的距離の確保)

- ・登下校に時間差をつけたり、身体的な距離を確保した座席を配置したりすることなどで、可能な限り密集・密接を回避します。

(消毒)

- ・教室やトイレなど生徒等が利用する場所のうち、特に多くの生徒等が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液を使用して清拭を行います。

(換気)

- ・密閉を回避するためのこまめな換気を徹底します。その際、可能であれば2方向の窓を同時に開けるなど、効果的な換気に努めます。

(咳エチケット)

- ・学校教育活動上、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることが考えられることから、生徒等及び教職員は咳エチケットの徹底を行います。

(発熱等風邪症状が見られた場合の対応)

- ・生徒等が登校後に発熱した場合には、原則として、保護者の迎えを要請し、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導します。なお、学校での待機については、保健室以外の別室を設けるなど、他の者との接触を可能な限り避けられるよう配慮します。

(特別支援学校における対応)

- ・特別支援学校では、指導の際に接触が避けられないことや重篤化する基礎疾患等を有する生徒等が多いこと、多くの生徒等がスクールバス等で一斉に登校することなどから、生徒等の障害の種類や程度等を踏まえた慎重な検討を行い、学校再開時の具体的な対応を決定します。

#### (2) 医療的ケアを必要とする生徒等の登校判断に関すること

- ・医療的ケアを必要とする生徒等や、基礎疾患のある生徒等の中には、重症化のリスクが高い者もいることから、主治医や学校医の意見を踏まえるなど、家庭と連携し、適切な判断を行います。

#### (3) 分散登校に関すること

- ・学校再開後も、当面の間、原則として分散登校を継続します。また、授業を短縮したり、始業時間を遅らせたりするなど、学校内外における感染防止対策を実施します。

<分散登校について>

- ・ 教室内において生徒等間の距離が1 m以上確保できるよう座席を配置します。このため、1学級を2グループに分割するなど、分散登校を実施します。
- ・ このためには、
  - ①学級を2つのグループに分け、毎日、それぞれ午前または午後に登校する
  - ②学級を2つのグループに分け、日によってそれぞれのグループが登校するの方法が考えられます。

(4) 学習指導に関すること

(感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動)

- ・ 各教科等の指導について、以下に掲げるものなど感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動については、当面の間、これを実施しません。
  - ・ 対面形式や身体的な接触を伴う実習や実験等、生徒等が密集又は対面形式となるグループワーク等
  - ・ 音楽科の授業で密閉された狭い部屋での歌唱指導や家庭科、技術家庭科の調理実習
  - ・ 体育科、保健体育科における生徒等が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動

(指導計画の作成)

- ・ 学校再開後の各教科等の指導計画については、今後の情勢により変更の可能性はありますが、夏期休業を10日間程度短縮することを前提に作成します。

(5) オンラインの活用に関すること

(オンラインの活用)

- ・ 学校再開後も当面の間、分散登校を継続することが考えられることや、今後も感染状況の変化により再び在宅教育の実施が必要となることから、動画配信を含めたオンラインの活用を継続します。

(授業の進め方の工夫)

- ・ 分散登校を実施する際には、原則として学級を分割して授業を行うことから、年間指導計画に応じた授業の進度を確保するためには、いわゆる「反転授業」の考え方のように、生徒等が授業の前後で知識・理解に関することを中心とした学習を行い、授業では探究的な学習を行うことが効果的です。このためには、ワークシートの配布等の方法も考えられますが、オンラインでの動画や確認テストの配信等も有効であると考えら

れることから、各家庭におけるインターネット環境等を確認の上で、オンラインの活用を積極的に行います。

(6) 評価の対象期間

- ・評価の実施については、(4)に示した夏期休業の短縮を行ってもなお、例年と比較し1学期における授業時間の確保が困難であることから、学年を2つの期間(前期と後期、1・2学期と3学期)に分けて評価を行うことも考えられます。なお、1学期の評価を行う場合は、夏期休業をさらに短縮するなど、評価に必要な資料を得るための工夫を検討します。

(7) 健康相談・心のケアに関すること

- ・個別面談や質問紙調査などを通して、生徒等の状況を的確に把握し、必要に応じて、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行います。

(8) 人権教育に関すること

- ・感染者や濃厚接触者とその家族、感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族等に対する偏見や差別につながる行為は、断じて許されるものではありません。このような偏見や差別が生じないように、生徒等が新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身に付けるとともに、確かな人権意識を確立できるよう発達段階に応じた指導を行います。

(9) 部活動に関すること

- ・部活動に関しても再開しますが、密集・密接となる活動は避け、内容や方法を工夫し、個人での練習を中心に活動します。

(10) 学校給食の実施に関すること

- ・学校給食については、関わる人数や時間を減らす工夫の一つとして、可能な限り品数の少ない献立とすることや小分け済みの弁当容器等で提供することなどにより、配膳の過程を可能な範囲で簡略化します。
- ・児童生徒等全員が食事の前の手洗いを徹底し、会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、または会話を控えるなどの対応を行います。